

扇田小学校、校庭開放のルールについて

千葉市では放課後の児童の居場所づくり、土日休日の地域住民の軽スポーツの場として学校の校庭開放をしています。以下のルールをお読みいただき、ルールに従って活用してください。（アリーナ<体育館>の自由開放はしていません。）

【平日の放課後の校庭開放ルール】

- 利用できるのは本校に在籍する児童とその見守りをする保護者のみです。（地域住民への自由開放はしていません。）
- 校内行事である特設クラブが開かれている等、学校の活動がある場合はそれを優先しますが、活動に支障のない場所での利用は可とします。（例：周囲の遊具等で遊ぶ等）
- 学校の活動と同様にアフタースクールの活動を優先とします。
- 上記対象者への本校での開放時間は

16：30（12月～2月は16：00）まで

とし、それ以降は原則開放していません。

【土日祝日の校庭自由開放ルール】

- 学校施設開放利用登録者の活動を優先します。
その活動中の地域住民への自由開放は、（本校児童であっても）行いません。
地域住民への個人としての利用である自由開放は、次の場合です。

毎月 第1週～第3週の土曜日12:30～16:30

地域住民であれば事前申請をしなくても、無料で使用することができます。マナー等を守って利用してください。（ただし自由開放の日であっても、学校施設開放委員会へ事前に連絡のあった利用（例:団体の試合など）があれば、そちらを優先することがあります。）

- 平日も含め本校の卒業生であっても、中学生以上は一般地域住民として考えます。
- 自由解放時、ミニゴール・バスケットゴール（学校備品）、硬球、バットを使用するの遊びは禁止とします。
- 体育遊具、サッカーゴール、ガラスの損壊等施設に損害を与えた場合は、土日祝日明けに速やかに学校へ連絡を入れてください。（043-293-2700）
- 土日祝日や長期休業中職員のいない日に施設の異常を発見された場合は、恐れ入りますが、次の場所へご一報いただくと助かります。

※緊急を要する場合の連絡

- 火災（119番）
- 窓ガラスが割られて校舎内へと侵入の可能性がある
→ 千葉市役所コールセンター（043-245-4894）
土・祝・休日（日曜日は対応していません）、年末年始の8：30～17：00
- その他の場合の連絡……土日祝日を除く職員在校日に直接職員にお伝えいただくか、電話（293-2700）で教頭までご連絡ください。

土日祝日に本校職員は在校していても、原則として電話対応等はしていません。